

I-3 児童〔児21の19-1, 2項〕

第1章 総則

1 趣旨

この基準案は、指定児童居宅支援の事業に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の19第1項の基準及び同条第2項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第21条の12第1項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて定めるものである。

2 定義

この基準案において、次のア～コに掲げる用語の意義は、それぞれ当該ア～コに定めるところによる。

- ア 居宅支援事業者 法第6条の2第1項の「児童居宅支援」を行う者をいう。
- イ 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- ウ 利用者負担額 法第21条の10第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- エ 居宅生活支援費の額 法第21条の10第2項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- オ 居宅生活支援費基準額 法第21条の10第2項第1号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- カ 支給期間 法第21条の11第3項第1号に規定する居宅生活支援費を支給する期間をいう。
- キ 支給量 法第21条の11第3項第2号に規定する居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量をいう。
- ク 法定代理受領サービス 法第21条の11第8項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定保護者に代わり当該指定居宅支援事業者を支払われる場合の当該指定居宅支援に要した費用に係る指定居宅支援をいう。
- ケ 基準該当居宅支援 法第21条の12第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- コ 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

3 指定居宅支援の事業の一般原則

- (1) 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

- (2) 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

第2章 指定児童居宅介護

第1節 基本方針

1 基本方針

指定居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする。

第2節 人員に関する基準

1 従業者の員数

- (1) 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。

2 管理者

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

1 設備及び備品等

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

第4節 運営に関する基準

1 内容及び手続きの説明

- (1) 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定保護者から指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定に基づき、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、居宅支給決定保護者に対して、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく同条第1項に規定する事項を記載した書面を交付すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(2)の規定による書面の交付に代えて、当該居宅支給決定保護者の承諾を得て、社会福祉法第77条第2項の規定による方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができること。

2 契約支給量の報告

- (1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「居宅受給者証記載事項」という。）を居宅受給者証に記載すること。
- (2) (1)の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこと。
- (3) 指定居宅介護事業者は、(1)の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならないこと。
- (4) (1)から(3)までの規定は、居宅受給者証記載事項若しくは契約内容報告事項に変更があった場合も準じて取り扱うものであること。

3 提供拒否の禁止

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないこと。

4 あっせん・調整、要請に対する協力

指定居宅支援事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること。

5 サービス提供困難時の対応

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じること。

6 受給資格の確認等

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間を確かめるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に係る居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。

7 居宅生活支援費支給の申請に係る援助

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間をもってなされるよう、必要な援助を行うこと。

8 心身の状況等の把握

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

9 他の指定居宅支援事業者等との連携

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めること。

10 身分を証する書類の携行

指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

11 サービスの提供の記録

- (1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録すること。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、利用者から当該指定居宅介護を提供したことの確認を受けること。

12 利用者負担金等の受領

- (1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができること。
- (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること。
- (4) 指定居宅介護事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定居宅介護事業者は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこと。

13 居宅生活支援費の額に係る通知

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領サービスに該当する指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知すること。

1 4 指定居宅介護の基本取扱方針

- (1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

1 5 指定居宅介護の具体的取扱方針

指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ア 指定居宅介護の提供に当たっては、1 6 (1) に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- イ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ウ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- エ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

1 6 居宅介護計画の作成

- (1) サービス提供責任者(第2節1(2)に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。
- (2) サービス提供責任者は、(1)の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明すること。
- (3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

(4) (1) 及び (2) の規定は、(3) に規定する居宅介護計画の変更について準じて取扱うこと。

17 同居家族に対するサービス提供の禁止

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないこと。

18 利用者に関する市町村への通知

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

19 緊急時等の対応

指定居宅介護従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

20 管理者及びサービス提供責任者の責務

- (1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (3) サービス提供責任者は、16に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

21 運営規程

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておくこと。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間

- エ 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ 緊急時等における対応方法
- キ その他運営に関する重要事項

2.2 介護等の総合的な提供

指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち専ら移動介護の提供を行うものを除く）は、指定居宅介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならないこと。

2.3 勤務体制の確保等

- (1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すること。
- (3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

2.4 衛生管理等

- (1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

2.5 掲示

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

2.6 秘密保持等

- (1) 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利

用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

27 情報の提供等

(1) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関し情報の提供を行うよう努めること。

(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

28 苦情解決

(1) 指定居宅介護事業者はその提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

(2) 指定居宅介護事業者は、居宅生活支援費の支給に関し、法第21条の15の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査にできる限り協力すること。

29 事故発生時の対応

(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

- (2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

30 会計の区分

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

31 記録の整備

- (1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存すること。

第5節 基準該当居宅支援に関する基準

1 従業者の員数

- (1) 基準該当居宅支援に該当する児童居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とすること。
- (2) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する居宅支給決定保護者に提供する基準該当居宅介護（以下「離島等における基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「離島等における基準該当居宅介護事業者」という。）にあつては、(1)の規定に関わらず、当該事業を行う事業所（以下「離島等における基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（離島等における基準該当居宅介護の提供に当たる厚生労働大臣が定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、1人以上とすること。
- (3) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とすること。

2 管理者

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 設備及び備品等

基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

4 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当居宅介護事業者は、利用者から基準該当居宅介護に係る法第21条の12第2項において準用する法第21条の10第2項第1号に規定する額の支払いを受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

5 同居家族に対するサービス提供の禁止

(1) 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

ア 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

イ 当該居宅介護が1(3)に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合。

ウ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(2) 基準該当居宅介護事業者は、(1)ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る6において準用する16(1)の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を

講じなければならない。

6 運営に関する基準

第1節及び第4節（12（1）、13、17を除く）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準じて扱う。（この場合において、第4節12中「指定居宅介護」とあるのを「基準該当居宅介護」と、第4節12（3）中「（1）又は（2）」とあるのを「（2）」と、第4節16中「第2節1（2）」とあるのを、「第5節1（3）」と、読み替えるものとする。）